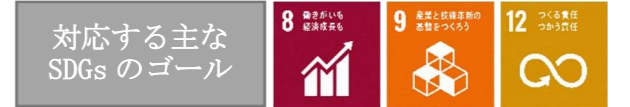


第5次川口市総合計画 後期基本計画（案）

めざす姿Ⅲ



施策1 地域経済基盤づくり

基本方針

目標指標

●企業の経営基盤の強化を支援し、さらに市産品のブランド化や販売促進に力を注ぐことで市内産業の経済活動を活性化します。

指標	前期現状(年度)	前期目標(R2)	現状(年度)	目標値(R7)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合[%]	23.8(H27)	現状値を上回る	27.0(R1)	現状値を上回る
市内事業所の従業者数[人]	197,215(H26)	全国における伸び率を上回る	—	廃止
技能検定等受検手数料助成金交付件数[件]	17(H29)	新規	42(R1)	100
市内総生産額[百万円]	1,337,663(H24)	県内市町村における伸び率を上回る	1,446,635(H29)	県内市町村における伸び率を上回る

キーワード	主な背景事象	単位施策	主な取り組み
1 ●中小企業への制度融資の充実 ●市内企業の販路拡大支援 ●地域貢献活動を行う事業者の存在 ●事業承継の支援 ●創業→起業の支援	●市内中小企業の経営基盤を強化するため、事業者の積極的な財務状況の改善、研究開発・設備への投資、品質管理の高度化といった活動を促す必要があります。 ●地域経済の活性化のため、全市をあげて市産品の活用を促進するとともに、販路の拡大を支援していく必要があります。 ●鋳物・機械・植木などをはじめとした本市の産業は、次世代の経営者が不足し事業承継が難しくなっています。 ●中小企業が減少している中で、民間活力を高めしていくためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが求められています。	企業経営の強化支援	●市内中小企業などの経営基盤強化のため、事業に必要な運転資金及び設備資金の制度融資の充実を図ります。 ●市産品の活用促進イベントや市内消費などの取り組み、市民消費活動の促進により、市内経済に波及効果を及ぼし、産業の活性化を図ります。 ●地域社会への貢献活動を行う市内事業者などを支援するとともに、積極的に市内外へPRし、事業者の社会的信頼の向上及び販路拡大を図ります。 ●後継者の人材育成やM&A等の「第三者承継」の支援をすることで、今ある会社を次世代に引き継ぐ環境づくりを目指します。 ●創業→起業に関するセミナー・講習会や、専門家による個別相談などの取り組みにより、創業希望者の課題解決のための支援を行います。
2 ●少子高齢化社会における労働力の確保 ●女性の社会進出を支援 ●川口若者ゆめワークでの就職支援体制	●少子高齢化社会下での労働力人口の減少により、市内企業での労働力の確保が懸念されています。 ●日本は欧米に比べ女性の社会進出は遅れており、指導的地位に占める女性の割合も低くなっています。 ●若者をはじめ、幅広い年代の求職者を対象に就職の支援をし、生活を安定させることが望まれています。	就労環境の向上	●合同企業面接会や地元企業見学会などにより、市内企業の人材確保に繋がる支援をし、企業活動→雇用の安定を図ります。 ●女性のさらなる社会進出を支援する事業の実施により、企業内で女性が活躍する場を増やし、市内企業の成長、市内産業の活性化を図ります。 ●川口若者ゆめワークにおける就職支援セミナーを行うことで、就職者数を増加させ、市民生活の安定を図ります。
3 ●産業クラスターの形成に向けた取り組み	●市内中小企業の存続・発展のためには、企業が互いに連携し、時代のニーズに合った新たな商品の開発や新分野への進出を促進していくことが求められています。	企業間連携の支援	●産業クラスターの形成などに向けた取り組みを推進し、新分野進出や事業受発注、新製品開発などの企業間連携を支援します。 ●商工会議所・商工会などの活動を支援します。
4 ●技術・技能の後継者不足	●若者の就業者の比率が減少傾向であるために、市内製造業における技術・技能の後継者が不足しています。 ●市内製造業に在籍する卓越した技術・技能者を多くの市民に認識してもらうために、広く周知していく必要があります。	担い手の育成と技術の振興	●ものづくりイベントを通じて年代を問わず多くの市民が職人と接し、その高度な技を直接感じるとともにものづくりの楽しさを体験し、技術・技能を尊重する街づくりを図ります。 ●卓越した技術・技能者を顕彰することで企業内外における評価を向上させ、担い手を確保・育成し、市内製造業の活性化と技術の振興を図ります。

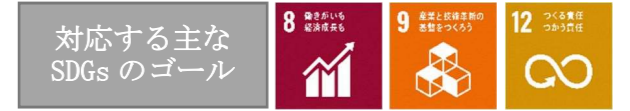
施策2 活力ある工業等の振興

基本方針

●高い技術力を活用した製品の高付加価値化や積極的なPRといった差別化を図る活動を支援し、ものづくり産業の振興を図ります。

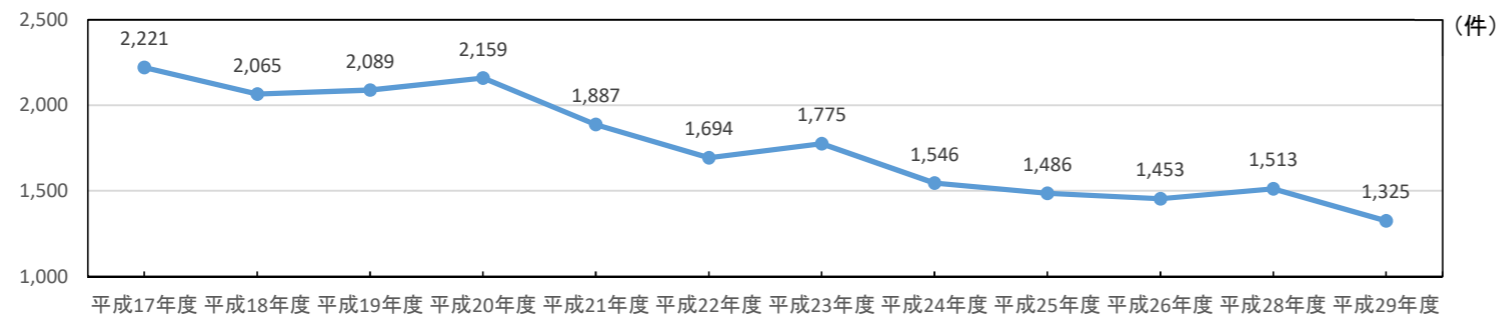
目標指標

指標	前期現状(年度)	前期目標(R2)	現状(年度)	目標値(R7)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	31.4(H27)	現状値を上回る	32.8(R1)	現状値を上回る
従業者数(製造業)[人]	22,242(H25)	全国における伸び率を上回る	22,866(H30)	全国における伸び率を上回る
製造品出荷額[百万円]	439,338(H25)	全国における伸び率を上回る	495,006(H30)	全国における伸び率を上回る

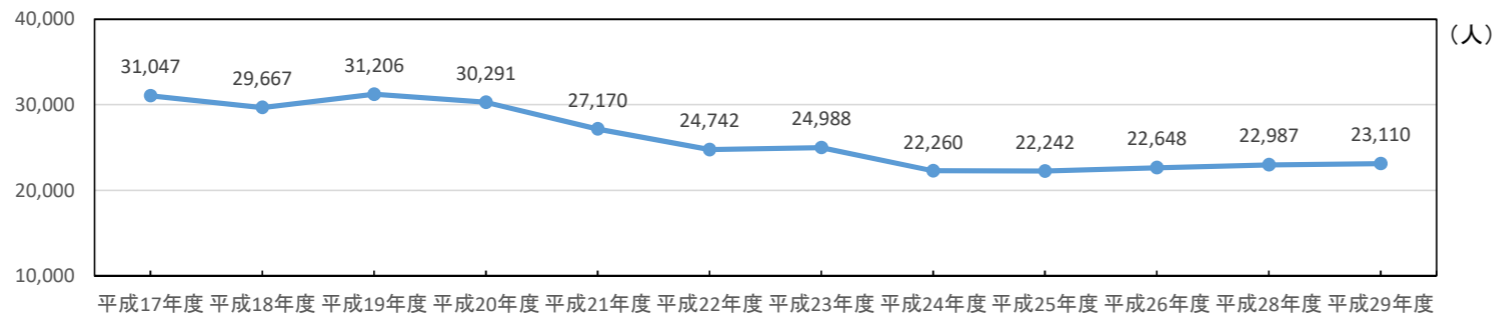


キーワード	主な背景事象	単位施策	主な取り組み
1 ●グローバル社会における競争力強化の必要性	●グローバル化による新興国との競争激化によって、円安の状況においても、輸出増に結びつきにくい経済環境となっています。本市では鋳物・機械・木型といった代表的な工業が発展してきましたが、これらの産業界においても、国内だけでなく国際的な競争力が不可欠となっています。	ものづくり産業のさらなる振興	●市内企業の競争力を高めるために、技術力の維持強化や製品の高付加価値化、製品のPR、販路拡大の支援を行い、ものづくり産業の振興を図ります。
2 ●企業立地の推進による地域経済の活性化	●地域経済をさらに活性化させていくため、市内中小企業の事業拡張や市外からの企業立地を、さらに強力に支援していくことが求められています。 ●都市化の進展による工業地域への住宅立地が進み、地域住民と事業者が協調したまちづくりが求められています。	企業立地及び業務拡張等の支援	●市内企業の新規事業及び事業拡張などを支援するとともに、市外企業の市内への進出を促進するため、補助や融資を行います。さらに企業が立地できる環境を整備します。 ●企業が、地域との良好な関係を維持するために、地域の一員としてコミュニティ形成を図る活動を支援していきます。

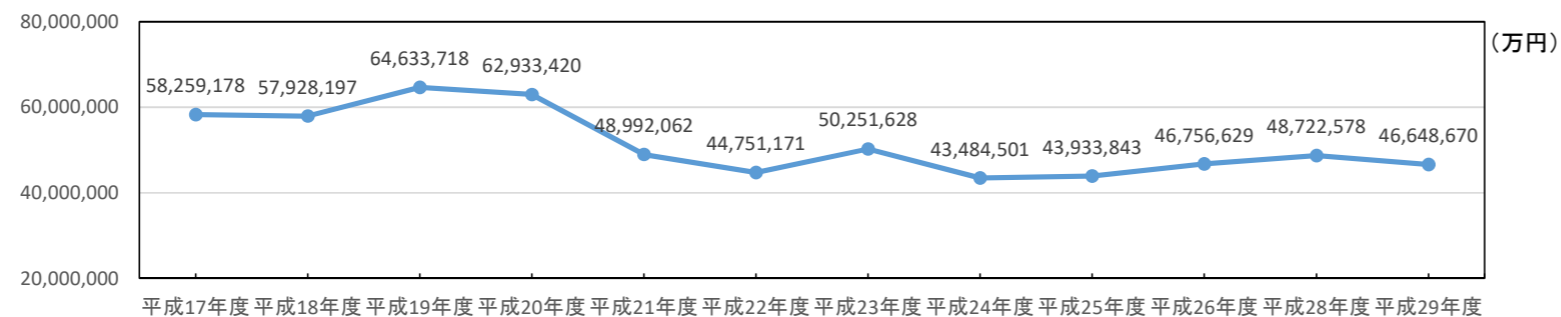
事業所数



従業者数



製造品出荷額等



※平成27年はデータなし
資料：工業統計調査、経済センサス

施策3 活気ある商業の振興

基本方針

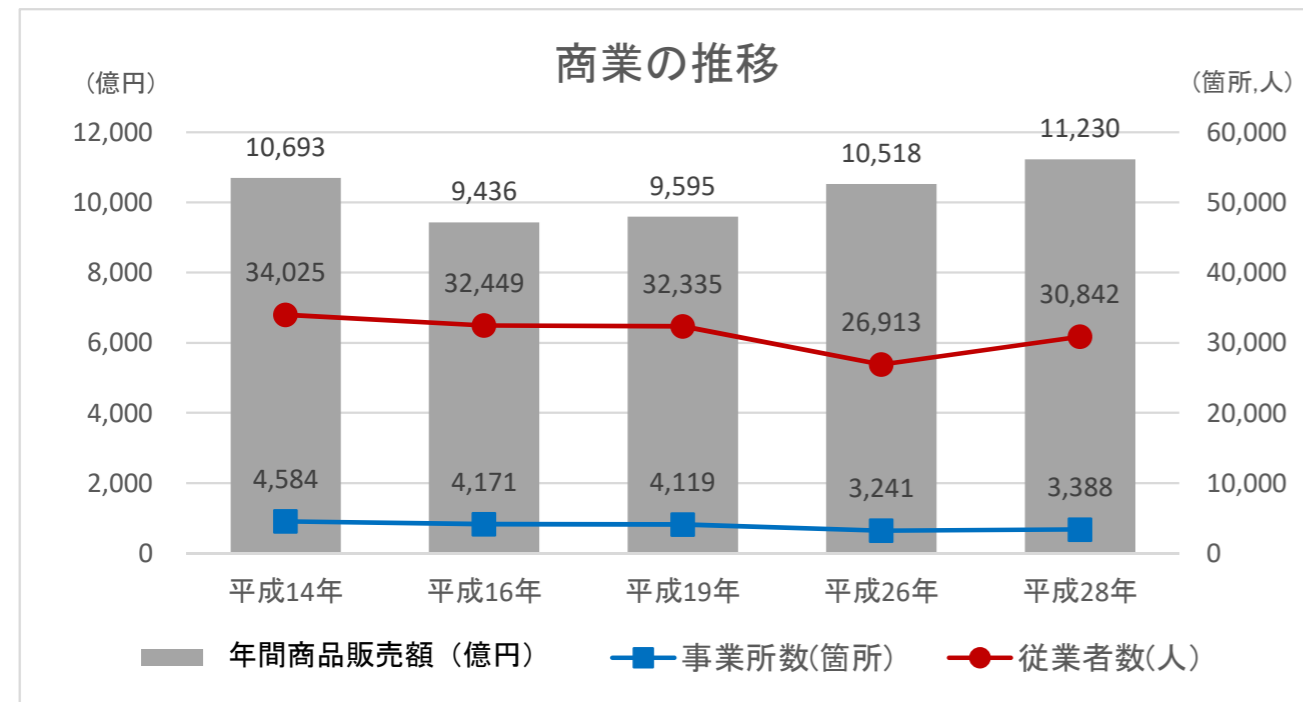
●人々が買い物を楽しめる商業環境づくりと、地域に密着した商店街の魅力づくりを支援し、商業の振興を図ります。

対応する主なSDGsのゴール

目標指標

指標	前期現状(年度)	前期目標(R2)	現状(年度)	目標値(R7)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合[%]	59.1(H27)	現状値を上回る	59.3(R1)	現状値を上回る
従業者数(卸売業・小売業)[人]	26,913(H26)	全国における伸び率を上回る	30,842(H28)	全国における伸び率を上回る
年間商品販売額[百万円]	1,051,832(H26)	全国における伸び率を上回る	1,122,968(H28)	全国における伸び率を上回る

キーワード	主な背景事象	単位施策	主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●大型店やチェーン店の進出 ●インターネットショッピングの利用増加 ●消費者ニーズの多様化 ●消費者の高齢化 ●空き店舗の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●大型店やチェーン店の出店、インターネットショッピングの利用増加は、個店の事業活動や利用者の消費行動に大きな影響を及ぼしています。 ●消費者ニーズの多様化は、商店街にとって脅威となる一方、ビジネスチャンスであるともとらえられます。 ●消費者の高齢化に伴い、商業活動においても高齢者への配慮が必要となってきました。 ●商店街は、地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能も担っています。 	にぎわいある商業活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●多様化する消費者ニーズに応えるため、大型店などとの差別化を図りつつ、個店の特性を活かした個性的で魅力ある商店街づくりを支援します。 ●空き店舗対策等、商店街の良好な景観づくりを支援します。 ●商店街を核とした地域コミュニティの醸成や高齢者にやさしい施策を展開することで、地域の暮らしを支える商店街の魅力づくりを支援します。



資料：商業統計調査、経済センサス

※平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更が行われた

施策4 魅力ある農業の振興

基本方針

目標指標



●歴史と伝統を誇る**植木を中心とする花き**や野菜といった本市の農産物（生産地）のブランド力向上と販路拡大を図るとともに、首都圏で貴重な農地を保全する仕組みを作ることで、都市農業の振興につなげていきます。

指標	前期現状(年度)	前期目標(R2)	現状(年度)	目標値(R7)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合[%]	45.7(H27)	現状値を上回る	47.4(R1)	現状値を上回る
市内総生産額（農業）[百万円]	1,306(H24)	県内市町村における伸び率を上回る	1,516(H29)	県内市町村における伸び率を上回る
市民農園区画数[区画]	492(H26)	572区画	741(R1)	951

	キーワード	主な背景事象	単位施策	主な取り組み
1	<ul style="list-style-type: none"> ●農業者の高齢化と後継者の不足 ●「植木の里・安行」ブランドの強化 ●ブランド強化による本市の農業PRや販路拡大の必要性 ●（仮称）赤山歴史自然公園の整備 ◎市街化調整区域における農業振興事業計画の認定 ◎グリーンセンターの再整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市化の進展により農地は減少し、さらに農業者の高齢化や後継者不足により農家戸数は減少の一途をたどっています。また、耕作放棄地などの問題も抱えており、都市農業はますます厳しい状況となっています。 ●江戸時代から続く「植木の里・安行」ブランドなどをはじめ、本市は植木を中心とする花きの産地として知られておりますが、近年では売上が低迷しています。 ●都市農業のメリットを活かすため、市民農園や6次産業化をはじめとした農業の新たな形態に関心が高まっています。 ◎グリーンセンターは、開園から50年以上が経過し、園内の施設、設備及びインフラ等の老朽化による不具合や、園路の地盤沈下が顕著に現れてきています。 	都市農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ●川口緑化センターや市内外のイベントで本市の農業をアピールするなど、緑化産業や伝統野菜といった地域における特色ある農産物のブランド力を強化し、さらに流通拠点の機能強化や農業協同組合などとの連携により販路拡大を図ります。 ◎川口市立グリーンセンター活性化基本計画に基づき、園内の施設及び設備等の改修や再整備を推進し、安全性の確保と市民サービスの向上を図ります。また、植物園及び公園としての魅力を発信し、川口緑化センターやイイナパーク川口などの周辺の施設とともに、本市の観光に資する場として活用し、観光客の誘致による地域の活性化を図ります。 ●グリーンセンターにおいては、植木を中心とする花き園芸の啓発及びイベント等を実施し、緑化産業の振興を図ります。 ●都市農業の経営を支援するとともに、企業・団体間の連携などによる、消費者にとって魅力ある農産物・加工品の生産を支援します。 ●市街化調整区域内の対象区域において、農業振興施設（農家レストラン等）の設置など農業振興に資する事業計画を認定・支援し、地域の振興や都市農業の活性化を図ります。
2	<ul style="list-style-type: none"> ●都市化による農地の減少 ●防災やレクリエーションといった都市農業機能の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ●首都圏において、まとまった農地の存在は、防災やレクリエーションなどの観点からも重要であり、都市農地を保全する必要性が高まっています。 ●農地と住宅が共存していくためには、相互の理解が必要となっています。 	都市農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●営農困難な農地を、市民が親しみやすい市民農園や、観光農園として活用する取り組みを支援するとともに、生産緑地の指定により、農地の減少を抑え、都市農業としての機能や価値を高めていきます。

農業の推移

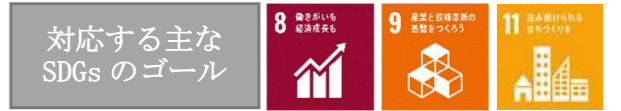
資料：埼玉県の市町村民経済計算

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内総生産額（農業）(百万円)	718	941	1,121	1,267	1,431	1,513	1,516

施策5 地域資源の活用

基本方針

目標指標



●本市が持つ多種多様な魅力と誇りを育み、市内外に発信していくことで、多くの交流や活動を生み出し、まちを元気にしていきます。

指標	前期現状(年度)	前期目標(R2)	現状(年度)	目標値(R7)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合[%]	30.9(H27)	現状値を上回る	31.2(R1)	現状値を上回る
記者会見・記者発表・資料提供件数[件]	379(H26)	420	395(R1)	廃止
記者会見・記者懇談会資料提供件数[件]	44(H26)	新規	33(R1)	40
1110city.comのページビュー月平均件数[件]	76,402(H25)	84,000	26,432(R1)	廃止
川口市公式Twitterフォロワー数[人]	279(H30)	新規	2,365(R1)	10,000

	キーワード	主な背景事象	単位施策	主な取り組み
1	<ul style="list-style-type: none"> ●誇れる文化や芸術 ●多様な伝統芸能・祭り ●(仮称)赤山歴史自然公園の整備 ●地域の魅力を市内外へアピールする必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ●本市はものづくり・植木のまちとして発展してきましたが、それらの産業と合わせて、本市の魅力形成している豊かな自然や地域に根ざした文化芸術、さまざまな祭りなど、多様な地域資源を、本市の魅力として発信し、集客や交流、ブランド力の向上などに活かしていくための戦略が求められています。 	地域資源を活用したシティプロモーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ●東京と隣接したアクセスの良さ、日光御成道や赤山城跡をはじめとした歴史的資源、イイナパーク川口など豊かな自然環境とのふれあいの場、特色ある産業などを活かして、広く「川口市」をPRし、イメージを定着させていきます。 ●市民の「川口市」への愛着を高めるとともに、本市の認知度・交流人口・定住人口の増加を促進します。 ●既存の地域資源に加えて新たな資源の掘り起こしやブランド化を促進し、また、活用のための環境整備を行います。
2	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史や文化の継承 ●文化財の魅力発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●本市が今日まで大切に育んできた歴史や文化を正しく理解し、次世代へ引き継いでいくために、文化財を調査・保護することが必要です。また、地域の文化財保護活動への支援は、コミュニティの活性化にもつながります。 ●本市は、木曾呂の富士塚、赤山城跡などの史跡や旧田中家住宅などの建造物のほか数多くの有形・無形の文化財を有しており、その魅力を広く発信していくことも重要です。 	歴史的資源の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財や歴史的資料などの調査・収集・保存を行います。 ●文化財保護の意識や市内の文化財への知見を深めるために、積極的に企画展や講座などを開催し、文化財を公開していきます。 ●歴史教室や見学会を通して、文化財や地域の歴史に対する関心と郷土への愛着を高めていきます。
3	<ul style="list-style-type: none"> ●SKIP シティの有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●SKIP シティは平成15年にオープンし、SKIP シティ国際Dシネマ映画祭をはじめとした映像産業の取り組みも定着しています。平成31年3月には、埼玉県・NHKと「SKIP シティにおける土地交換及び新たなNHK施設の整備に関する基本協定書」を交わし、令和8年度中にNHK施設の運用開始が予定されています。 	SKIP シティを活用した地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●SKIP シティを、映像などのコンテンツに関する新しい産業創出や情報発信の拠点として整備・活用するほか、地域住民等の利便性向上のために整備を図ります。また、周辺駅とのアクセス性の向上を目的とした交通ネットワークの整備を推進するほか、周辺の住環境と調和のとれた整備・活用を進めることで、多くの交流や活動を生み出し地域経済の活性化を図ります。

めざす姿IV

施策1 豊かな水と緑に親しめる空間の創出

基本方針

●本市に広がる貴重で豊かな自然環境を守り、市民が自然を身近に感じながら生活できるよう、水と緑に親しめる憩いとやすらぎの空間を創出します。

目標指標

指標	前期現状(年度)	前期目標(R2)	現状(年度)	目標値(R7)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合[%]	44.8(H27)	現状値を上回る	48.4(R1)	現状値を上回る
親水護岸の整備延長[m]	1,830(H26)	3,240	2,110(R1)	3,240
保全すべき緑地の確保[m ²]	196,473.51(H26)	200,000.00	185,003.32(R1)	200,000.00



	キーワード	主な背景事象	単位施策	主な取り組み
1	●荒川や芝川といった多くの河川の存在 ●うるおいある水辺空間の整備	●本市には、荒川、芝川といった水辺空間が豊富にあります。 ●水辺空間は、景観やレクリエーションの場として市民にうるおいやすらぎを与えてくれます。 ●河川をはじめとする水辺空間は、ヒートアイランド現象の抑制といった環境保全機能に加え、治水・延焼遮断・避難地としての防災機能も備えています。	水辺環境の整備	●公園や河川においては、親水性に配慮し、レクリエーション機能や防災機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間を整備します。また、整備にあたっては、安全性に充分配慮します。 ●貴重な水辺の環境に、市民がこれからも継続して親しんでもらえるよう、市民と協力しながら緑化や清掃活動を促進し、自然と調和した水辺環境の維持・保全を図ります。
2	●安行台地や見沼田んぼなどの豊かな自然 ●都市化の進展による緑地の減少 ●緑地空間が備えるさまざまな機能 ●イイナパーク川口の整備	●本市には芝川東部に広がる台地面の樹林地や植木畑及び縁辺の斜面林など多くの緑地空間が残っていますが、激しい都市化の進展による開発圧力や、農業の担い手不足といった営農困難な状況により、減少している状況です。 ●公園や自然に存在する緑地空間は、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の抑制などの環境保全機能や、延焼遮断・避難地としての防災機能も備えているため、まちづくりに欠かせないものとなっています。 ●イイナパーク川口やハイウェイオアシスなどの整備に併せて、周辺に広がる豊かな自然環境と歴史文化資源を活用し、地域住民や企業などが協力して地域の振興を図ることが求められています。また、周辺地域における都市農業の活性化も必要とされています。	緑地環境の整備	●将来にわたり市民が緑豊かでうるおいある環境を享受できるよう保全緑地・保存樹木・生産緑地を指定するとともに、市民の保全への理解・協力を得ながら緑地の適正な維持管理を進めます。 ●川口市緑のまちづくり推進条例に基づく緑化率による規制のほか、生垣設置や屋上緑化などにより緑化を促進します。 ●植生に配慮した公園などの整備や、道路緑化といった都市における緑化を推進し、市民が緑に親しめる空間を整備します。また、地域の公園については、市民と協力しながら維持管理し、緑地環境の保全を図ります。 ●イイナパーク川口の整備にあたっては、本市における新たな緑のレクリエーション拠点となるよう整備を推進するとともに、周辺地域における拠点間の回遊性を向上することで、地域の活性化を図ります。さらに特産の植木を活用し、年間を通して楽しめる空間の創出を図ります。

川口市内の河川

水系区分	名称	河川法による区分	延長・流域面積など		
			県内における延長:m	流域面積:km ²	事業主体
荒川水系	荒川	一級河川	68,450	2494.38	国土交通省
	芝川(旧芝川を含む)	一級河川	25,900	115.24	埼玉県
	新芝川	一級河川	6,400	(共通)	埼玉県
	(旧)芝川	一級河川	5,500	18.45	埼玉県・川口市
	竪川	一級河川	3,800	6.86	埼玉県
	藤右衛門川	一級河川	4,506	18.06	埼玉県
	藤右衛門川放水路	一級河川	1,480	(共通)	埼玉県
	菖蒲川	一級河川	3,007	14.55	埼玉県
	緑川	一級河川	4,750	4.75	埼玉県
	笹根川	準用河川	2,510	2.15	川口市
	永堀川	準用河川	1,230	0.62	川口市

水系区分	名称	河川法による区分	延長・流域面積など		
			県内における延長:m	流域面積:km ²	事業主体
利根川水系	綾瀬川	一級河川	右岸 29,220 左岸 31,570	135.59	埼玉県
	伝右川	一級河川	13,120	20.04	埼玉県
	辰井川	一級河川	5,750	5.13	埼玉県・川口市
	毛長川	一級河川	右岸 3,485 左岸 8,060	16.66	埼玉県
	江川	準用河川	2,060	2.57	川口市
	前野宿川	準用河川	2,500	1.88	川口市

地区別・公園・緑地等の現況

種類 地区	公園	緑地 ^(※1)	その他 ^(※2)	合計	
	数	数	数	数	面積m ²
中央	20	6	4	30	98,885
横曽根	26	2	4	32	411,717
青木	40	0	6	46	215,350
南平	42	1	3	46	169,014
新郷	32	6	1	39	249,890
神根	38	3	2	43	237,565
芝	42	0	16	58	166,794
安行	45	3	1	49	104,473
戸塚	50	10	4	64	280,850
鳩ヶ谷	24	0	28	52	117,327
合計	359	31	69	459	2,051,865

※1 緩衝緑地・都市緑地・緑道

※2 児童遊園・無償提供公園

施策2 環境の保全と創造

基本方針

●市民とともに環境問題に対する意識を高め、良好な生活環境の保全と地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進し、安心して生活できる環境をめざします。

目標指標

指標	前期現状(年度)	前期目標(R2)	現状(年度)	目標値(R7)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合[%]	17.6(H27)	現状値を上回る	17.9(R1)	現状値を上回る
市域の温室効果ガスの排出量[千 t-CO ₂]	2,701.3(H24)	1,798.0	2,412.0(H28)	2,173.0



キーワード	主な背景事象	単位施策	主な取り組み
1 ●PM2.5 などの大気汚染問題 ●多様化するライフスタイル ◎浄化槽の適正な維持管理の促進	●平成22年3月には、光化学オキシダントや二酸化窒素などに加え、微小粒子状物質(PM2.5)が常時監視の対象になりました。 ●騒音や振動は、事業所、工事現場、交通といったものが主な発生源でしたが、近年はライフスタイルの多様化がもたらす生活騒音の問題も多くなっています。 ●河川の水質は、高度経済成長期に著しく汚れていましたが、水質規制の強化、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により大幅に改善されています。さらなる改善のためには、生活排水対策が重要な課題となっています。	生活環境の保全	●大気汚染物質や河川・地下水の常時監視をすることで生活環境の把握と適切な情報提供に努めます。 ●排水や騒音・振動を測定し、公害の規制や指導を行うことで、発生抑制に努めます。 ●良好な生活環境を保つため、浄化槽の適切な維持管理による生活排水の改善や近隣トラブルとなりやすい生活騒音の防止など、身近な環境問題に対する指導・助言のほか啓発事業を推進します。
2 ●地球温暖化による自然環境への影響 ●東日本大震災以降高まった省エネルギー意識 ◎低炭素社会の実現	●地球温暖化は、気象や生態系に影響を及ぼし、人間社会にも影響を与えており、その原因は、人為起源の温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いと報告されています。 ●国は「パリ協定」の採択を受け、「地球温暖化対策計画」を策定しました。これにより、国、地方公共団体、事業者および国民、各々が、温室効果ガス排出量削減目標に向けての取り組みをさらに進めていくことが求められています。	地球環境の保全	●環境啓発や環境学習の充実を図り、市民や事業者の環境に対する意識を高め、省エネルギーに配慮した生活や事業活動を促すことで、温室効果ガスの排出を抑制し、地球環境に配慮した暮らしを実践するまちをめざします。 ●家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用促進や、省エネルギー機器・設備の導入を積極的に支援していきます。
3 ◎生物多様性の保全	◎私たちの暮らしは、水、食べ物など、生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられていますが、この生物多様性は、人間活動や開発などにより急速に失われつつあります。自然と共生した持続可能な社会を実現していくためには、生物多様性を保全していくことが重要です。 ◎外来生物が人為的に持ち込まれたことにより、生態系に影響を与えています。	◎生物多様性の保全	◎一人でも多くの方が身近な自然と触れ合い、生物多様性について理解を深められるように、チラシなどによる周知啓発や市民参加型の生きもの調査などを実施します。 ◎生態系調査を実施し、市内の動植物の実態を把握することにより、自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全についての取り組みを推進していきます。 ◎「埼玉県アライグマ防除実施計画」にもとづき、アライグマの駆除をします。また、外来生物が与える生態系への影響などについて周知します。

温室効果ガス排出量の推移 (単位:千t-CO₂)

	(基準年度) 平成25年度 排出量	平成26年度 排出量	平成27年度 排出量	平成28年度 排出量
二酸化炭素	2,548.0	2,437.3	2,351.0	2,237.5
メタン	2.5	2.5	2.4	2.3
一酸化二窒素	18.3	18.2	18.2	17.5
その他ガス	118.7	132.6	140.6	154.8
合計	2,687.5	2,590.5	2,512.1	2,412.0

※四捨五入により合計が各項目の和と一致しない場合があります

大気関係環境基準達成状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	環境基準	
大気汚染常時監視	二酸化硫黄 単位:ppm	短期	○	○	○	○	○	○	○	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	
		長期	0.010	0.017	0.020	0.016	0.012	0.008	0.037	0.012		0.009
	一酸化炭素 単位:ppm	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
		短期	0.8	0.7	0.5	0.8	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	
	浮遊粒子状物質 単位:mg/m ³	短期	○	○	×	○	○	×	○	○	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
		長期	0.194	0.178	0.313	0.200	0.140	0.206	0.205	0.177	0.144	
	二酸化窒素 単位:ppm	長期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
		短期	0.049	0.047	0.047	0.048	0.046	0.047	0.043	0.047	0.042	
	光化学オキシダント 単位:ppm	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1時間値が0.06ppm以下であること
		長期	0.217	0.137	0.163	0.180	0.155	0.165	0.139	0.161	0.154	
微小粒子状物質(PM2.5) 単位:μg/m ³	短期	-	-	×	×	×	×	×	○	○	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	
	長期			37.0	45.0	39.7	39.2	37.3	38.3	33.9		29.5
有害大気汚染物質	ベンゼン 単位:μg/m ³	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1年平均値が3μg/m ³ 以下であること	
	トリクロロエチレン 単位:μg/m ³	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること(平成29年度まで) 1年平均値が130μg/m ³ 以下であること(平成30年度から)	
	テトラクロロエチレン 単位:μg/m ³	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること	
	ジクロロメタン 単位:μg/m ³	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1年平均値が150μg/m ³ 以下であること	
	ダイオキシン類 単位:pg-TEQ/m ³	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
達成率(%)	90	90	73	82	82	73	73	82	91	91		

※「○」は達成、「×」は非達成、「-」は有効測定日数未満を示す

※測定値は年度最高値を示す

※達成率(%)=(環境基準達成項目数÷環境基準設定項目数)×100



施策3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進

基本方針

目標指標

●廃棄物の発生抑制や適正な処理、循環資源利用の促進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を推進します。

指標	前期現状(年度)	前期目標(R2)	現状(年度)	目標値(R7)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合[%]	47.1(H27)	現状値を上回る	42.4(R1)	現状値を上回る
1人1日あたりの廃棄物排出量[g/人・日]	876(H26)	864	826(R1)	784

キーワード	主な背景事象	単位施策	主な取り組み
1 ●ライフスタイルの多様化 ●経済活動の変動 ●ごみ出しルールの啓発 ●不法投棄や散乱ごみへの対策	●日々の生活から排出されるごみの量と質は、ライフスタイルの変化に大きく影響を受けます。また、人口の増減や経済活動の変動は、本市全体のごみの発生量や質に影響を与えます。 ●焼却処理されている一般ごみの中には、分別して出されれば再資源化できるものが多く含まれています。しかし、分別されずに出された資源物は、品目ごとの収集が難しく再資源化が困難です。 ●不法投棄された 一般廃棄物 は、市の負担で回収と処理を行っています。また、ポイ捨てされた散乱ごみは、分別が困難なことや汚れなどのため再資源化が難しい状況です。	廃棄物の減量化・再資源化	●マイバッグやマイボトルの使用、生ごみ処理容器の活用など、環境に配慮したライフスタイルが市民の共通認識になるように努め、廃棄物の減量化をさらに推進していきます。 ●エコリサイクル推進事業所制度の推進及び、事業系ごみに関する情報提供や排出指導などにより、事業者による廃棄物の減量化と再資源化を促進します。 ●再資源化を推進するためには、ごみの分け方と出し方を守ることが基本となるため、地域の実情に即した啓発活動に積極的に取り組みます。 ●クリーン推進員制度や、まち美化促進プログラムなどを活用するとともに、ごみ集積所パトロールの実施などにより、不法投棄やポイ捨てをさせない環境をつくり、ごみの正しい分別と排出を促します。
2 ●老朽化した廃棄物処理施設の更新 ●最終処分量の削減と熱エネルギーの有効活用 ●適正処理困難物への対応 Ⓢ 産業廃棄物の適正処理	●本市の多くの廃棄物処理施設は 2020 年代に建替えや改修の時期を迎えます。 ●焼却処理によって生じた残さは、可能な限り削減に努め、環境負荷の低減を図ることが重要です。また、焼却処理により発生する熱エネルギーを発電や熱供給に有効活用していく必要があります。 ●市の施設での処理が困難なスプリングマットレスやスキー板などの適正処理困難物については、専門業者へ処理委託をしなければならず負担となっています。 Ⓢ産業廃棄物が不適正に処理された場合、周辺環境に大きく影響を与える恐れがあります。	廃棄物の適正処理の推進	●廃棄物処理施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に建替えや改修を実施することで、処理能力の確保と延命化を図り、廃棄物を安定的かつ適正に処理します。 ●廃棄物を焼却する際に発生する 焼却灰をセメント化や溶融スラグ化等による再資源化をすることで 最終処分量を削減し、環境負荷を低減します。また、ごみ焼却施設の発電効率や熱回収率の向上を図り、循環型社会の形成に資する廃棄物処理を推進します。 ●適正処理困難物については、事業者による処理システムの構築を求めるとともに、排出者の応益負担の適正化に努めます。 Ⓢ産業廃棄物に係る許認可の申請に対する適確な審査や、排出事業者、処理事業者に対する指導などを通じ、適正処理の促進と不適正処理の未然防止に努めます。

ごみの発生量の推移

(t)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭系ごみ(集団資源回収を含む)	128,424	139,238	145,043	144,790	141,686	141,146	139,006	137,070	137,421	138,488
事業系ごみ	49,930	49,505	49,293	48,317	47,130	46,877	46,056	45,515	44,783	45,079
災害廃棄物	32	29	2	2	1	—	—	13	3	333
合計	178,386	188,772	194,338	193,109	188,817	188,023	185,062	182,598	182,207	183,899